

藤ノ森小学校PTA規約

第 1 条 名 称

本会は藤ノ森小学校PTAと称し、事務所を藤ノ森小学校内におく。

第 2 条 目 的

本会は児童の健全な成長を願って、保護者と教職員が協力し、学校・家庭および社会をよくすることにつとめると共に、会員の教養を高めることを目的とする。

第 3 条 性 格

- 1 本会はあくまで教育を本旨とする民主的な団体で、政党的、宗教的、営利的な色彩をいっさい持たない。
- 2 本会は自主独立のものであって、児童福祉のため活動する他の社会団体と協力する。
- 3 本会は第2条の目的達成のため、会員相互間または教育委員会などと協議したり、学校教育進展のために意見を具申し参考資料を提供したりするが、学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。
- 4 本会は学校の財政的維持に関して責任を持たない。

第 4 条 会 員

- 1 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者と教職員に限る。
- 2 会員は所定の会費を納める。
- 3 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 条 役 員

1 役員の種類

- ① 会長 1名 ② 副会長 2～3名 ③ 庶務 2～3名 ④ 会計 2名
⑤ 会計監査 2名 ⑥ はぐくみ 1名（兼職可）

ただし会長を除く役職については必要に応じ若干の増減を可能とする。

2 役員の任務

- 1 会長は本会の代表者であって会務を統括し、総会・実行委員会及び役員会を召集、主宰し、総会の決議事項を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 庶務は本会の議事を記録、整理し、各種の通知を発する等の庶務を行う。
- 4 会計は会計事務を執り、総会に報告して承認を受ける。
- 5 会計監査は教職員1名以上の立会いの下で会計を監査し、会員に報告する。また、適正な職務遂行のため、役員会はじめ各種会合に臨時出席することができる。
- 6 はぐくみは京都市小学校PTA連絡協議会の活動や研修などに参加する。また、必要に応じて他役員の任務を補佐する。

7 会長は適時役員会を開く。必要に応じて学校長・教頭・各委員長を役員会に参加させることができる。

3 役員の任期

- 1 役員の任期は選任された年の4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再選することができる。
- 2 役員は本会の各種役員を兼任することができない。ただし、はぐくみ委員に関してはこの他とする。
- 3 補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 4 役員は任期が満了しても新役員が就任するまではその任務を執行する。

4 役員の資格

本会の役員は会員に限る。ただし前項第4号の場合はこの限りではない。

5 役員の選任

- 1 役員の選任は毎年3月総会で行う。ただし欠員を生じた場合は選挙管理委員会において協議し処理する。
- 2 選挙管理委員会の構成および役員選挙の実施については別に定めるP.T.A.役員選挙細則により行う。

第 6 条 委 員

委員の種類は次のように分けられる。

1 実行委員会に属する委員（実行委員）

- ① 代表委員 ② 文化委員 ③ 体育委員 ④ 特別委員

2 実行委員会に属さない委員（一般委員）

- ① 町別地域委員 ② 学年委員

第 7 条 実行委員会に属する各委員会及び構成委員

1 実行委員会に属する各委員会の種類

- ① 代表委員会 ② 文化委員会 ③ 体育委員会 ④ 特別委員会

2 実行委員会に属する各委員会の構成

- 1 各委員会はそれぞれの委員をもって構成する。
- 2 代表委員は別に定める委員選出細則により選出会議で選任され、役員会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、委員会の定数は18名以下とする。
- 3 文化委員、体育委員はそれぞれの委員会に所属するクラブより6名以下の部員を委員として選出し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 特別委員会は必要に応じ、実行委員会の決議により設置する。
- 5 各委員会の正副委員長は役員会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、特別委員会以外の委員会では原則として1年以上の活動経験をもつ委員を選任することが望ましい。また、体育委員会、文化委員会はそれぞれの委員会に所属するクラブの部長及び副部長よりそれぞれの委員会の正副委員長を互選する。
- 6 会長はすべての委員会の正副委員長及び委員を全会員に報告しなければならない。

3 実行委員会に属する各委員会の任務と任期

- 1 代表委員会は学校と連絡を密にして、校外における児童の安全確保につとめ、かつ、会員相互の親睦をはかる。
本校 P T A の活動や学校行事に積極的に参加協力し、児童の健全な育成に寄与する。
会報の発行など広報に関する活動を行う。
町別地域委員、学年委員を助成、統括する。
- 2 代表委員の任期は委嘱された日を含む 2 年度間とする。
- 3 文化委員会は文化的行事を企画、実施し、文科系クラブ活動を助成、統括する。
- 4 体育委員会は体育的行事を企画、実施し、体育系クラブ活動を助成、統括する。
- 5 文化委員、体育委員の任期は各委員の規則に従う。
- 6 特別委員会は実行委員会より委嘱された特別な事業を行い、終了と同時に解散する。
- 7 各委員会はいかなる事業計画についても実行委員会にはからなければならない。

第 8 条 実行委員会に属さない委員（一般委員）

1 一般委員の種類

- 1 町別地域委員
- 2 学年委員

2 一般委員の構成

- 1 町別地域委員は各町 1 名以上を各町会員中より互選し、これを会長が委嘱する。
- 2 学年委員は各学年より原則 3 名を会員中より選出し、これらの委員を会長が委嘱する。ただし、その選出に関しては別に定める委員選出細則により行う。

3 一般委員の任務と任期

- 1 町別地域委員は学校と連絡を密にして、校外における児童の安全確保につとめ、会員相互の親睦をはかる。
- 2 学年委員は本校 P T A の活動や学校行事に積極的に参加協力し、児童の健全な育成に寄与する。
- 3 一般委員の任期はすべてその年度内とする。

第 9 条 実行委員会

- 1 実行委員会は役員、各委員会の正副委員長・各委員代表及び学校長・教頭・教務より構成し、各実行委員は会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 2 実行委員会は以下の活動を行う。
 - 1 各委員会の立案した事業計画を審議検討する。
 - 2 必要あるときは特別委員会を設ける。
 - 3 その他、総会の決議により委任された事項を処理する。
 - 4 実行委員会の例会は原則として毎学期 1 回以上開き、会長が議長となる。

第10条 総会

- 1 総会は年2回開き、役員の選任、予算の審議決定及び決算の承認を行い、事業その他重要事項を審議決定する。
- 2 総会の成立定数は委任を含め会員数の1/5とする。
- 3 総会を開くときは事前に議事の内容を明示して会員に通知しなければならない。
- 4 議長はそのつど選出する。
- 5 議事の決議は多数で決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 役員会または役員会の承認のもと、会員数の1/5以上が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第11条 会計

- 1 会費は総会において決定する。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 規約改正

規約は総会で出席会員の2/3以上の賛成により改正することができる。

第13条 リコール制

役員及び委員の中に不適任と認められる者があるときは、過半数の会員の賛成により、リコールすることができる。

第14条 個人情報の取扱い

本会の活動、運営のために必要とする個人情報の取得、利用および管理については、別に定める個人情報取扱規則による。

第15条 細則

本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り、役員会・実行委員会の十分な審議を経て、実行委員会の出席会員数2/3以上の賛成により制定および改廃することができる。内容はその都度会員に報告する。

附 則

この規約は平成25年6月5日 改正、平成27年4月1日より実施する。

その間は従来規約との移行期間とする。

附 則

平成29年5月15日 改正

附 則

この規約は令和4年3月4日 改正、令和4年4月1日より実施する。

附 則

この規約は令和6年3月5日 改正、令和6年4月1日より実施する。

附 則

この規約は令和7年5月27日 改正、令和7年6月1日より実施する。